

○古河市ファシリティマネジメント推進委員会設置条例

平成30年6月15日

条例第79号

(目的)

第1条 古河市公共施設等総合管理計画に基づき、市有財産を経営的な視点から総合的に企画し、管理し、及び活用することに関する取組（以下「ファシリティマネジメント」という。）を推進するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、古河市ファシリティマネジメント推進委員会（以下「FM推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 FM推進委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議し、市長に対し必要な意見を述べ、又は助言を行うものとする。

- (1)ファシリティマネジメントに関する重要な計画等の策定に関すること。
- (2)ファシリティマネジメントの進行管理に関すること。
- (3)その他ファシリティマネジメントを推進する上で市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 FM推進委員会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)市民団体等から推薦を受けた者
- (3)その他市長が必要と認める者

(委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、FM推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 委員会には、ファシリティマネジメントについて必要な助言を求め
るために、顧問を置くことができる。

2 顧問の委嘱期間は、ファシリティマネジメントに係る特定の事務を終了
するまでとする。ただし、特別の事由があると認めるときはこの限りでな
い。

(会議)

第7条 委員長は、必要に応じてFM推進委員会の会議（以下「会議」とい
う。）を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、説
明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 FM推進委員会の庶務は、財政部財産活用課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、FM推進委員会の運営に関し必要な
事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月15日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に開かれる会議は、
市長が招集する。